	文書分類			覧	処	լ	分
	M·5· 1·8	会 長	副会長	副会長	事務局長	係 長	係 員
月日	保存種別						
	永久						

## 第25期川崎町農業委員会令和6年2月総会議事録

期 日 令和6年2月9日(金)

場 所 川崎町役場庁舎 2階 入札室

令和6年2月9日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集 する。

1、総会事務局開会宣言 午後 1 時 30分

## 2、出席委員(9人)

1番 田所 義信	2番 中島 隆	
4番 西山 一郎		
7番 星野 宗広	8番 中村 明	9番 大内田 峰夫
10番 原口 友博	11番 山下 理江	
13番 横田 裕子		

## 3、欠席委員(4人)

3₹	番 藤	川航	
5習	香 松》	工 勇汁	台
6習	宗	吉 弘1	Ţ
121	系 原	健氵	台

農地利用最適化推進委員	(돈	3

4、本会事務局

事務局長 中村 竜輔、 係長 三浦 竜治

5、事務局長開会あいさつ

## 議事日程

議事録署名委員の決定 議事録署名委員の氏名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案債2号 非農地証明願いについて

その他

- 1. 旅行等積立金の徴収清算方法の検討について
- 2. 農地法に関する申請書類等の見直しについて

事務局長

定刻となりましたので、只今から川崎町農業委員会、令和6年2月総会を開会いたします。

まず会長よりご挨拶をお願いします。

会 長

(会長挨拶)

事務局長

会長ありがとうございました。

出欠をご報告いたします。

欠席の連絡が●●委員、●●委員、●●委員の3名から連絡があっております。●●委員からは連絡がないところでございますが、現在出席が定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。また推進委員さんは、6名中6名皆さんご出席です。これより議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の規定により会長にお願いいたします。

議長

議事に入ります。

議事日程、議事録署名委員の決定について議題といたします。 議事録署名委員は議長において指名することに異議はないです か。

(異議なし)

異議なしと認め、議事録署名委員は●●番●●、●●番●●委員 にお願いいたします。

では議事に入ります。

議案第1号番号1、農地法第3条の規定による申請について、 事務局説明方お願いいたします。

事務局係長

はい。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。番号、1、申請人、譲受人、住所、田川市大字伊田●●番地● 、三井伊田、三井伊田団地●●、氏名、●●、年齢、25、家族構成、人員、3、農主、1、農従、なし、耕作面積は持っていません。農機具の状況としては、刈払機、これは祖父より譲り受けたものだそうです。

続きまして、譲渡人、住所、田川郡糸田町●●番地●●、氏名、 ●●、年齢、69、家族構成、人員、3、農主・農従、ありませ ん。耕作面積は3,433 ㎡、合計3,433 ㎡です。

土地の所在につきましては、大字、川崎、字、馬小渕、地番が● ●番他、地目、田、地積が77 ㎡、他合計328 ㎡、通作時間、 車で15分、申請理由は、贈与となってます。

この議案は、祖母の●●氏より、孫の●●氏への贈与となります。 地目は田ですが、現在畑として利用されているようで、そのまま畑として、家庭菜園等に利用し、季節の野菜等を作りたいとのことでした。

1月30日に●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきました。2ページに位置図、3ページに航空写真をつけています。 よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、現地確認した●●委員、補足説明お願いいたします。

●●委員

1月30日に、私と●●委員と三浦係長とで現地確認をいたしました。畑ということで、ちゃんと草も刈っておりましたので問題ないと思います。以上です。

議長

事務局及び●●委員の補足説明が終わりましたが、質疑のある方は挙手をお願いします。

●●委員

この農地は(亡くなっている) ●●さん名義なので、子供に変えてもらう(相続してもらう) たらどう。

事務局長

以前は●●さん名義でした(最近の名義変更のため、資料の名義の記載変更が間に合わなかった)が、子供の●●さんに名義変更(相続登記)されています。

●●委員

●●さんは●●さんのお孫さんですか。

事務局長

はい、そうです。

●●委員

今まで通り(畑作を)するっちゅうことだよね。

議長

他ございませんか。

(質疑なし)

では他にないようですのでお諮りいたします。

議案 1 号番号 1 について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。(賛成多数)

賛成多数ですので、議案第 1 号番号 1、農地法第 3 条の規定による許可申請については原案通り承認といたします。

続きまして議案第2号、非農地証明について、事務局説明方お願いします。

事務局係長

はい。議案第2号、非農地証明について。

番号、1、申請人、住所、田川郡糸田町●●番地●●、氏名、●
●、土地の所在、大字、川崎、字、馬小渕、地番、●●番●●、地目、田、現況、宅地、地積、427 ㎡、申請理由、20 年以上前より宅地として課税されている。農地への復旧が困難ということです。この議案は、議案第 1 号の 3 条申請の横の土地で、同じく●●氏が、令和 5 年 12 月 5 日に相続されている土地です。現在は、7ページの写真のように、全面コンクリートで覆われ、建物も建ってるような状況です。農地への復旧が困難な状況にあります。

1月30日に●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきました。5ページに位置図、6ページに航空写真、7ページに現況写真をつけております。よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。現地確認した●●委員、補足説明をお願いします。

●●委員

1月30日に私と●●委員と事務局とで現地確認しました。 現状は建物の前はコンクリートで覆われ、田んぼを作れる(農地 に戻す)状況ではない(非農地として証明してよい)です。

議長

事務局及び●●委員の補足説明が終わりました。 質疑のある方、挙手お願いします。(質疑なし) ないようですので、議案第2号番号1について承認することに 賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)

ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第2号番号1の非農地証明については 原案通り承認といたします。

続きまして議案第2号番号2、非農地証明について事務局説明方お願いします。

事務局係長

はい。議案第2号、非農地証明について、番号、2、申請者、住所、川崎町大字池尻●●番地の●●、氏名、●●、土地の所在、大字、田原、字、天神ノ下、地番、●●番●●、地目、畑、現況、宅地、地積、672 ㎡、申請理由、20 年以上前より、ここも宅地として課税されている。農地への復旧が困難であります。この議案も11 ページの写真を見てもらったらわかるように、現在、家が建って庭などが作られている状況にあります。

農地への復旧が困難な状況になってます。

1月30日に●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきました。

9ページに位置図、10ページに航空写真、11ページに現況写真をつけています。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。現地確認した●●委員、補足説明をお願いします。

●●委員

1月30日に●●委員と事務局とで現地確認に行ってまいりました。

今事務局の方から説明があった通り、何十年も前からもう、家が 建っており、畑として復旧するのは困難だと思われます。以上で す。

議長

事務局の説明及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑のある方、挙手お願いします。(質疑なし)

ございませんか。ないようですので、お諮りいたします。

議案第2号番号2について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)

はいありがとうございます。 賛成多数ですので、 議案第2号番号 2の非農地証明については、 原案通り承認といたします。 では事務局その他の方お願いいたします。

事務局長

はい。まず一つ目から説明させていただきます。

資料の方を事前にお付けしておりますが、旅行積立金の徴収精算 方法の検討についてということでございます。

資料の方の1番目で、現行どうしてるかというのを示しておりますが、費用弁償全額と月額委員報酬から5000円は、皆さんにお振り込みする前に、分けて、積立金として口座に積み立てております。

その積立金の中から慶弔費とか弁当代とか旅行代金等を支出して、任期満了時に、精算して、お返しするということを、現行やっておりました。

これは県から指摘がありまして、委員さんへの手当等はですね、

補助事業の交付金等を充当しておりますので、事前に引かずに (分けずに)全額支払いなさいと、現在の川崎町の運用は不適当 だという指摘がありましたので、これを改善したいということで ございます。

どうするかということで対応案です。

現在は8月から12月分は積み立てておりますので、それを3月末で精算して皆さんにお返しします。

(今後お支払いする) 1 月から 3 月分の手当は、税金だけ引かしていただいて、全部(全額)皆様におを支払いするということになります。

今後のいろんな慶弔等の費用をどうするかということでございますが、案としましてですね、3ヶ月ごとの手当を振り込みます。 具体的に言うと1月から3月分は4月5日ぐらいに振り込みますので、全額振り込みますので、その直近の総会が4月10日ぐらいの総会の時に現金を持ってきていただくということで、それを積み立てて、慶弔等旅行等の運用をさせていただきたい、ということになります。

これは事務局も大変ですし、皆様も大変かと思うんですけれども、いろいろ検討したんですが、(他にいい方法は)ないということになりました。以前は現金で下ろして、現金を分けてたんですよね。委員さん分は現金をお渡しする、積立分はまた(現金を)積み立てるというふうにしてたんですけれども、そもそもそれを口座振り込みしたのが、役場から皆様にお支払いする間に、現金の取り扱いを無くすということで、振り込みにしましたので、元の現金払いが現金を取り扱わないようにということで、振り込みにしましたので、こうせざるをえないということになりました。前のように現金でというご意見もあったんですけれども、いろいろ検討した結果、役場内でも検討していただいたんですが、この方法しかない、まず皆様には、全額振り込まないといけない、その上で、いろいろ積立金等があるんなら、現金をいただいて、それを積み立て運用するということになります。

そういうことでの提案ですけれども、ぜひこれでさせていただきたいということでございます。よろしくお願いします。

これはどっからの指摘。

●●委員 事務局長

福岡県です。

●●委員 事務局長 (不適当な運用をしていたら)報告しないといけないのか。

全国的に通達があっております。

こういう運用してる場合はやめなさいと。

いうことですので、通達があった以上は、(報告はしなくても良いが)やめざるをえないということです。

議長

わかりましたか。いいですか。

一応3ヶ月分は全額お渡ししますと、その変わり3ヶ月分の積立金と新聞代は、これを翌月の農業委員会の総会の時に回収しますということでございますんで、ここで書いてますように、金額

でいけば、1万7100円、これを翌月の総会の時に皆さん現金を持ってきてもらうということになります。わかりますかね。

事務局長 徴収用の月謝袋みたいなのを今お配りしてますが、それで運用させていただきたいということです。

せていただきたいということです。

議 長 それで(集金月の総会に)来るときに、必ず現金を持ってこない といけないということを頭に入れておいていただきたい。

(最初は) 3月までですから4月に振込みますんで、4月の10日の農業委員会総会に、1万7100円を持参するという形になります。

いいですかね、なかなか今まではもう何もなかったけど、今後は そういう形で指導を受けたので、いわゆる天引きができないとい うふうな形になりましたので、事務局の方でいろいろ思案しなが らですね、この方法しかなかろうということで提案されておりま すが、いいですか。

事務局長 補足でよろしいですか。

定額は1万7100円ですけれども、手帳とか必携代とかがある場合は、プラスしての徴収になります。

●●委員 それが合計欄に入るわけやね。

事務局長 そうです。

議長その時は事務局の方から金額はいくらと出ます。

●●委員 ややこしいね、こんなことは初めてやきね。

議 長 はよ言えば(一口で言えば)月謝袋ね。そういうことでお願いします。

●●委員 (徴収袋に記載の) 新聞代がありますが、700 円×3 ヶ月ずつ なら 2100 円だけど 700 円と書いている。

事務局長すいません、回収して訂正します。

議 長 いいですかね。徴収方法の変更ということで、こういうことでいきますんでよろしくお願いします。

事務局長委員報酬について別のお話があります。

委員報酬額なんですけれども、平成 13 年度から財政健全化政策ということで、減額されました。平成 27 年度に若干戻ったんですけれども、平成 12 年以前の金額まで届いていませんでした。それで会長からご相談受けまして、今内部協議をしてるとこです。町長からの答申いただきましたので、3 月議会に提案をしようとしてるところです。3 月議会で最終的に決まることですけれども、委員報酬を以前の額に戻すという手続中ということをお知らせしておきます。以上です。

引き続き、その他の2をご説明さしていただきたいと思います。 はい。

これはですね農地法の申請書類に関する書類の変更見直しについてです。

農地法3条、4条、5条の申請で委員会総会で審議をしていただきますが、その申請書類につきまして、現在、申請者とか譲渡人、譲受人の署名のところに実印を押していただいており、印鑑

証明をつけていただいております。

3条は委員会承認ですね。4条、5条は県の許可になりますが、 県の方は(4条、5条の申請書類には)押印とか印鑑証明は、も ういただいてないということで、あとは各農業委員会さんの判断 ということでございます。

この点について検討したんですけれども、申請者及び譲渡人、譲受人の本人確認と本人の意思確認をしておかないと、署名だけだと終わった後(許可した後)に私は知らないとかいうのがあったら困りますので、3条の売買等所有権の移転の申請と5条の第三者への渡した上での転用については、今まで通り、実印、印鑑証明を本人確認、本人意思確認のためにいただこうと、ただし4条については、自分が申請するのだから、署名でいいだろうということで、4条については実印の押印と印鑑証明の添付はなくそうということで事務局の方で判断いたしましたので、お諮りいただきたいと思います。

議長わかりますか。

●●委員 4条、5条はもう印鑑証明はいらないということ。

議 長 5条は(印鑑証明が)いる。4条は自分やけど5条は他人(第三者)に行くからいります(今まで通り必要です)。

申請書類については、事務局から渡していただいてますので、事務局の方でそういう説明をやっていただくということで、他に人からこう聞かれたときにはこういう形ですよということで一つ皆さん方覚えていただいて、相談があったときにはその返事をしてただくということでお願いしたいと思います。

他には。

事務局係長 はい。お手元に資料の方配布させていただいてるんですけれど #

まず 1 点目、令和 6 年度の農地利用最適化交付金の見直しの方向ということで、1 枚配らせてもらってるんですけど、令和 6 年度よりですね、算定方法が変わって、実際の活動実績と成果実績に応じて交付金が支給されるようになりますので、必ず 4 月までにですね、今お渡ししてある活動記録簿の方の提出をすべて出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次にですね、耕作の賃料の件なんですけども。

お手元にお配りしてるのが、令和5年度の賃料の関係なんですけども、令和6年度も同額でよろしいでしょうかという確認なんですけど。お諮りをお願いします。

議 長 今言われたのが活動記録簿の提出の関係と、(農地の)賃借料の 情報ということで、賃借料は令和5年度と令和6年度も同じで いいかということのご提案でございます。皆さん方から何かあれ ば(意見を)お願いします。

事務局長 補足ですが、賃借料につきましては目安ですので、特に増額の根拠等もございませんでしたので、昨年通りということでよろしいかということでございます。

議 臣 いいですかね。

(この件については) 令和5年度と同じということでいきたいと

思いますんでよろしくお願いします。

すいません。それからもう 1 点ありました。 事務局係長

> 農業会議の方からですね、能登半島地震に対する義援金の募集が 来てますので、1人一口1000円っていうことになってますの で、振込手数料を入れると、1人当たり1025円になりますけ どもよろしいでしょうか、という確認なんですけれども、よろし いかお諮りください。

これも(事務局で積立金から)まとめていくやろ。 議 長

はい、今積み立てている分からです。 事務局長

そういうことで、能登半島地震の義援金ということで、当農業委 議 長 員会も 1 人当たり 1000 円を今の積立金の中から差し引かして いただくということで、あとの手続きは、まとめて事務局の方で いとうことでいきたいと思いますが、よろしいですかね。

他に。

●●委員 はい。詳しく言えないんですけど(説明しずらいのですが)、う

ちから中元寺側の方に出るところに、建立してから言うのもなん だけど、田んぼの端っこに灯篭みたいなのを立ててるんですけ

ە تىل

場所を確認しないといけないと思いますので、後で場所を教えて 事務局長

いただいて、地目とか確認させていただきたいと思います。

農道なのか、町道なのか、農地なのか確認します。

あと他にないですか。ないようでしたら以上をもちまして本日の 議 長

> 議題はすべて終了いたしました。次回の総会は、3月8日13時 30分から開催いたします。時間等お間違えの無いようにお願い

いたします。

以上をもちまして、川崎町農業委員会2月総会を閉会いたしま す。

どうもお疲れ様でございました。

閉会 14 時 00 分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人		
	●●番委員	
	●●番委員	
	議	